

## 千葉県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱

平成18年11月6日制定

平成20年2月19日改正

平成21年5月21日改正

平成27年6月18日改正

平成31年3月25日改正

令和3年8月16日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム。以下「グループホーム」という。)の外部評価機関の選定基準及び手続等を定めることにより、外部評価機関の質の確保を図るとともに、外部評価の信頼性と普及に資することを目的とする。

### (選定基準)

第2条 外部評価機関は、次の要件を満たしていること。

- (1)千葉県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けた法人であること。
- (2)千葉県福祉サービス第三者評価機関として評価実績があること。(外部評価を含む。)
- (3)外部評価機関として選定期間中において、15事業所以上(年間5事業所以上)の外部評価を行うことができること。
- (4)千葉県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第10号の要件を満たす評価調査員を次により必要数確保していること。

ア 評価調査員は県が主催する研修又は県が主催する研修と同等と県が認める研修(以下「県が主催する研修等」という。)を受講している者であること。ただし、関連の研修(認知症介護実践研修、介護相談員養成研修)を既に修了した者にあたっては、カリキュラムの一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱うことができる。

イ 評価調査員は、県が主催する研修等により評価調査員としての質を高める意欲のある者であること。

ウ 評価調査員は、第三者として客観的な観点から評価の実務を行うことができる

と認められる者であること。現にグループホームに勤務し、又はグループホーム事業者により組織される団体の役職員でないこと。

エ 評価調査員は、同時に複数の外部評価機関に所属していないこと。

(5) 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者及び認知症高齢者の家族の代表者等により構成された評価委員会を設置していること。

ア 評価委員会は、グループホームから評価に対する意見と挙証資料の提出があり、外部評価機関が審査を行う必要があると判断したときに開催する。外部評価機関は、その審査結果を踏まえた上で、評価結果を決定するものとする。

イ 評価委員会は、年に1回を目途として定期的で開催され、評価事業について報告を受け、当該内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図る。

(6) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム」(以下「WAM NET」という。)に掲載して公表することとし、当該手続を行う担当者が配置されていること。

(7) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づき適切に業務が行われる体制となっていること。

ア 評価依頼の方法、評価手続、WAM NETによる情報公開、評価手数料及び守秘義務等を盛り込んだ外部評価実施規程

イ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとするグループホーム事業者との間で締結する契約書のひな型

ウ その他必要と認められる書類

(8) 外部評価を行わせることが不相当と認める次のような事由がないこと。

ア 公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況にあること。

(ア) 当該法人が自らグループホームを設置又は運営しているとき。

(イ) 当該法人の理事会等の構成員の多数(2分の1以上)が、グループホームの事業者及び従業者によって占められているとき。

イ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。

ウ 介護サービス情報公表事業など、県の指定等を受けて実施する他の評価又は調査事業において、指定取消しや指導等を受けているとき。

エ 既に選定されている評価機関においては、(3)に定める評価実績が無いとき。

オ その他不相当と認められる事由があるとき。

(評価の実施)

第3条 外部評価機関は、別に定める方法により外部評価を実施しなければならない。

(評価結果の報告)

第4条 外部評価機関は、評価実績を年に1回知事に報告しなければならない。

(選定の申請)

第5条 選定の申請は、「地域密着型サービス外部評価機関選定申請書(以下「申請書」という。)(様式1)に次に掲げる書類を添付して知事に行うものとする。

ア 法人の定義・寄付行為等及び法人の登記事項証明書

イ 評価調査員名簿、評価調査員養成研修修了証書の写し

ウ 評価委員会の委員名簿及び就任承諾書の写し

エ 外部評価実施規程

オ 外部評価契約書様式

カ 評価手数料及び算定根拠

キ 法人の決算書(貸借対照表含む。)

ク 当該年度の事業計画書及び収支予算書

ケ その他必要と認められる書類

(選定の通知)

第6条 知事は、申請内容について審査の上、選定結果を「地域密着型サービス外部評価機関選定結果通知書」(様式2)により通知するものとする。

2 知事は、外部評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料及び評価調査員数等の情報を市町村及び関係団体等(以下「市町村等」という。)に通知し、併せてホームページ等を活用し、広く情報提供するものとする。

(選定の有効期間)

第7条 選定の有効期間は3年以内とし、知事が指定するものとする。

(変更の届出)

第8条 外部評価機関は、第5条に規定する申請書の記載事項及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が生じた日から15日以内に「地域密着型サービス外部評価機関変更届出書」(様式3)を知事に届け出なければならない。

(廃止届出)

第9条 外部評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに「地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書」(様式4)を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の廃止届出書を受理したときは、当該機関の名称を市町村等に通知するものとする。

(外部評価機関の調査)

第10条 知事は、外部評価機関に対し、選定基準が具備されているかを確認するために書類の提出を求め、外部評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。

2 外部評価機関は、前項の調査等が実施されるときは、これに協力しなければならない。

(選定の取消し)

第11条 知事は、選定した外部評価機関が公平中立な立場で評価を行うに相応しくない次の各号に該当する事実を確認し、是正されない場合は、選定の取消しを行う。

ア 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。

イ 法令に違反する行為を行うこと。

ウ 外部評価機関の要件を欠くに至ったこと。

エ その他外部評価機関として相応しくないと認められる行為を行うこと。

2 知事は、外部評価機関の選定を取り消したときは、「地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書」(様式5)により通知するものとする。

3 知事は、外部評価機関を取り消したときは、当該機関の名称を市町村等に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特に必要と認められる事項については別に定める。

附則

1 この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、千葉県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱については廃止する。ただし、平成19年3月31日までは、千葉県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱による評価機関の選定及び手続等を有効とする。

附則

この要綱は、平成20年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。